

令和3年度第1回新居浜市人権尊重のまちづくり審議会会議録

1 日 時 令和4年3月22日(火) 14時00分から14時45分

2 場 所 新居浜市役所本庁舎5階 大会議室

3 出席者 16名

白川誉委員、片平恵美委員、本田郁代委員、小野清委員、小野英昭委員
神野恵子委員、竹林宏憲委員、三木由紀子委員、越智直志委員
高津英正委員、眞鍋慶子委員、高津章人委員、沼田博之委員
可児正紀委員、篠原弐嘉委員、原正夫委員

欠席者 5名

藤原雅彦委員、西原真樹議員、宮前港委員、原寿也員、羽田雅晴委員

事務局 人権擁護課長 青木隆明、同副課長 眞鍋平登、同係長 園部剛成

4 傍聴者 なし

5 協議題

(1) 令和3年度事業報告について

(2) その他

事務局

定刻がまいりましたので、ただ今から、令和3年度第1回新居浜市人権尊重のまちづくり審議会を開催させていただきます。私は事務局となっている人権擁護課長の青木です。議事に入るまで進行させていただきます。

まず、会議の公開につきましては「新居浜市審議会の公開に関する要綱第3条」により原則公開することとなっておりますことから、傍聴を認め、会議録を公開することといたしておりますので、ご了承ください。開会にあたりまして、原市民環境部長がご挨拶申し上げます。

市民環境部長

【開会あいさつ】

事務局

次に本日の会議ですが、新居浜市人権尊重のまちづくり審議会規則によりまして、委員の過半数の出席がなければ開催できない事となっております。本日は委員総数21名に対しまして16名のご出席をいただいておりますので、過半数を超えていることをご報告いたします。次にこの審議会は平成19年3月に制定されました、新居浜市人権尊重のまち

づくり条例第10条により設置しております審議会でございます。会の役割として、条例に規定しております人権施策基本方針の策定にあたって、委員の皆さまからご意見をお伺いすることとなっております。

本日の議題もございしますが、人権施策に関する各種事業などに関して、委員の皆さまからご意見を伺いたいと思いますので宜しくお願いします。

それではこれからの議事進行は、高津会長にお願いいたします。

会長

皆様こんにちは。

本日の会を、委員の皆さま方のご協力をいただきながら円滑に進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

議題である令和3年度の事業報告についてですが、資料では多数の事業等について記載があるため説明が長くなります。「校区別人権教育市民講座」と「ふれ愛フェスタハートフル新居浜」の二つの事業につきましては、後ほどご説明いただきたいと思います。

それでは事務局からご説明をお願いします。

事務局

【令和3年度に実施した事業について説明】

会長

令和3年度に実施した事業について、何かご意見、ご質問はありませんか。

委員

市役所では、研修にもたくさんの方が参加されていると思いますが、一般企業でしたら研修に出た後、レポートという形で報告があるのですが、市役所では参加された方が、報告書を提出されているのですか。

事務局

職員の人権同和教育の研修に関する事ですが、正規職員だけでも900人以上いますので、一斉に研修を受けることはできません。資料にあるように、年代別や採用年数別などで分けて人事課が主体となり研修を進めておりますが、それらに関しては、研修報告を人事課の方で取りまとめをしております。

また、職場ごとの研修については、ほぼ全職員の参加となりますが、これについては個人ではなく、課所ごとに研修実施の報告書を提出してもらっています。

委員

続いて質問ですが、研修の中で日程とか参加人数が書かれていないものがあるのですが、それは、特に意図的に記載していないのですか。例えば1ページの「人権・同和教育指導者養成研修」のところに記載がないのはなぜですか。

事務局

「人権・同和教育指導者養成研修」に関しては、コロナの感染状況により会場に集合しての研修が難しいという判断となり、市内LANを利用して研修動画を対象となる方に見ていただくという形をとり、期間を2月17日から3月18日と定めて研修をしています。対象者数は記述していないため、ここではわかりません。

委員

続いて2ページ「人権のつどい日」については、3ページの表では6回開催しているように記載がありますが、2ページには5回と書いている。本当は6回の実施では。

事務局

この資料を作成した際は、実際に3月に事業が実施できるのかが判断できない状況でした。5回135人というのは、2月末までの集計になります。3月の参加人数については含んでおりません。

3月11日は無事に開催できましたので、これを含めると6回の開催となります。

委員

もう一点だけ、4ページの「市民啓発資料の作成及び配付」について、いろいろな資料配布されておりますが、例えば点訳などの視覚障害の方に配慮した資料作成などはされていきますか。

事務局

作成資料については、現状では対応できていません。

会長

他に何かございますか。

委員

私は公民館に務めていますが、先日公民館において職場研修を行いました。この中では「差別の現実から学ぶ」をテーマとして実施したのですが、私の館では「遺書が問いかけること」①、②という資料によって、3人が研修しました。

テーマが、「遺書が問いかけること」と「差別の現実から学ぶ」ということで違いがあ

りますが、内容は同じという理解でよろしいでしょうか。

事務局

指導者養成研修の中ではDVDを使って視聴していただいているのですが、その内容に関する資料を見ていただいたということで、ご理解いただきたいと思います。基本的には同じ内容の研修資料となります。

委員

資料の6ページになるのですが、瀬戸会館の相談事業では、生活や福祉や健康・住宅などの相談事業の中で、特にこういう相談、例えば生活相談が多いとか突出しているとか、福祉に関する内容が多いとか、どのような状況にあるのかご存じであれば、教えて欲しいという事と、相談内容に対応していくための連携体制について、お話いただけたらと思います。

事務局

瀬戸会館の相談件数は資料にあるように、514件ということで非常に多いと思います。これに関しては相談機能強化事業という県の補助も受けて実施している事業で、専門の相談員さんにも短時間ですが対応いただいております、もちろん施設に来館してもらうという形ではなく、複数回にわたり自宅を訪問してお話を聞くというスタイルで相談を受けており、福祉に関係する内容が多くなっています。

困っている方のご相談を受けた場合には支援方策検討委員会という組織があって、地域の民生委員さんであるとか市の福祉担当課、介護福祉課、包括支援センターなどが高齢者支援等にも対応しています。514件については、これも2月末の数字であり内訳の集計ができていませんが、大半のご相談が複数回にわたっており、福祉関係や生活面での悩みに関するものです。

会長

他にございませつか。無いようでしたら、校区別人権教育市民講座についての説明をいただきます。

事務局

【校区別人権教育市民講座について説明】

会長

ご意見ありますか。

特に無いようでしたら、次にふれ愛フェスタハートフル新居浜についてご説明をお願い

します。

事務局

【ふれ愛フェスタハートフル新居浜について説明】

会長

この件についてご質問ご意見ございませんか。無いようでしたら本日の議題以外で何かございませんか。

委員

委員の任期については、3月末までとなっているのですか。

事務局

任期は2年間でございます。各所属団体からのご推薦もいただいているのですが、現委員さんの任期は今年の9月2日となっております。もちろん各団体さんから個別に委員の変更依頼があれば、対応します。

委員

最後の参加者の感想のところで「講師選定・テーマ・内容・形態等について」というところに、「楽しく学べる内容」という記述があるのですが、差別に向かい合わなければならぬ時は、自ずと緊張感が必要だと思います。もし、私がいわれのない差別を受けているとしたら、この事例を楽しく学べる内容で話し合いをするというのは憤りを感じる。ですから、「楽しく学べる内容」にするという所は検討を要すると思います。

人権について大まかに学んでいくときは楽しさもあってもいいと思うが、やはりそこには緊張感もあり真剣さも無ければ、本当の学習には繋がらないのではないかなと思います。この感想にある楽しく学ぶというところに少し疑問を感じましたので、一言発言させていただきました。

事務局

事務局からもご説明しますが、校区别市民講座の資料だと思います。市民講座に関しては今年で3年目ですが、以前は各校区の自治会館・公民館などで地区別の懇談会事業を行っていました。それを廃止して校区ごとに市民講座という形でスタートしたのですが、先程のご報告のように、多くの参加者が教職員や市の職員ではないかというご批判も受けています。あえて市民講座という名称にしたのは、幅広く市民の皆さんに参加していただきたいという思いがあって、参加の呼びかけをしています。

もちろん参加していただくからにはしっかり学んで欲しいという思いはありますが、一

方で市民講座の敷居が高いものにならないようにとも考えています。

そこは委員の皆さまにもご意見を伺いながら、どのような講座の形態にするのが望ましいかというのを、ご指導いただけたらと思っております。

会長

ありがとうございました。それでは長時間のご協議ありがとうございます。それでは、皆様のご協力によりまして、本日予定しておりました議題につきましては、全て審議を終了することができました。以上をもちまして、本日の会議を閉会したいと思います。